

IX. 静岡理工科大学後援会会則

平成 3年 4月 1日 制定
平成 8年 4月 7日 改正
平成 21年 6月 27日 改正
平成 22年 10月 21日 改正
平成 24年 4月 3日 改正
平成 26年 4月 3日 改正
平成 27年 4月 3日 改正
令和 3年 4月 3日 改正

第1章 総 則

(設 置)

第1条 静岡理工科大学（以下「大学」という。）内に静岡理工科大学後援会（以下「本会」という。）を置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第2条 本会は、学部学生及び大学院生（以下「学生」という。）の福利厚生、課外活動等に関する事業への援助及び学生にかかわる教育・研究活動を後援し、その成果の向上と大学の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 学生の福利厚生についての援助
- (2) 学生の課外活動等についての援助
- (3) 学生にかかわる教育活動の援助
- (4) 学生の就職開拓についての援助
- (5) 本会の目的達成に必要な基金の積立
- (6) その他本会の目的達成に必要と認められる事業

2 これらの事業の運営については、大学と協議するものとする。

第3章 会 員

(会 員)

第4条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 学生の父母又は保証人
- (2) 特別会員 本会の目的に賛同する卒業生及びその父母又は保証人
- (3) 賛助会員 前2号以外の者で、本会の目的に賛同した者

第4章 役 員

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2人
- (6) 顧問 若干名

(役員の選出)

第6条 役員の選出は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 会長及び副会長については、総会において選出する。ただし、会長は正会員とする。
- (2) 理事及び監事については、会長が委嘱し、総会において承認を得るものとする。
- (3) 顧問は、必要に応じ、会長が委嘱する。
- (4) 常務理事は、大学事務局長の職にある者がこれにあたる。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統轄し、会議を招集してその議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在時にその任務を代行する。
- (3) 常務理事は、事業を企画し、推進する。
- (4) 理事は、会務の運営にあたる。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。
- (6) 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第5章 会 議

(総 会)

第9条 総会の構成員は、正会員及び特別会員とする。

- 2 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 総会は、毎年4月に開催し、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 役員の選出
 - (2) 予算の決定
 - (3) 決算の承認
 - (4) 会則の改廃
- 4 総会の議決は、出席者の過半数による。
- 5 必要に応じ、臨時に総会を開催することができる。

第10条 緊急の場合であって総会を開催することが困難なときは、役員会の開催をもってこれに代えることができる。この場合には、その後に開催される最初の総会で承認を得なければならない。

(役 員 会)

第11条 本会に、役員会を置く。

- 2 役員会は、役員をもって組織し、会長が招集する。
- 3 役員会は、毎年4月に開催する。ただし、会長は、必要に応じて臨時役員会を招集することができる。
- 4 役員会は、役員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 5 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 会長及び副会長の選出に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項

- (3) 本会の運営に関する事項
- (4) 会則の改廃に関する事項
- (5) その他重要事項

6 会議の議決は、出席者の過半数により、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第12条 総会及び役員会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席役員のうち1名が署名押印の上、これを保存する。

第6章 会 計

(会 費)

第13条 会費は、次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 正会員 1年間の会費を15,750円とし、毎年度前期に納入するものとする。
- (2) 特別会員 その額を15,750円とし、毎年度納入するものとする。
- (3) 賛助会員 その額を一口15,750円以上とし、毎年度納入するものとする。

2 正会員の会費は、毎年4月1日に学生が在籍している者を納入の対象とする。ただし、同日において学生が休学している者はその対象としない。

3 納入された会費は、学生が年度の途中で学籍を失った場合、または、学生が休学した場合等、いかなることがあっても返金しない。

(経 費)

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入金をもって充てる。

(資 金)

第15条 年度の剰余金の一部は、基金に繰り入れることができる。

(業務の委嘱)

第16条 会長は、総会又は役員会で承認された業務の執行を常務理事に委嘱することができる。

2 常務理事は、庶務並びに会計処理を大学の教職員に委嘱することができる。

(会計業務の委嘱)

第17条 会長は、常務理事に会計業務の決裁を委嘱する。

2 決裁の委嘱範囲は、次の通りとする。

- (1) 事業計画で承認された50万円未満の事業は、常務理事が予算執行の決裁を行い、その後速やかに会長に報告を行う。
- (2) 事業計画で承認された50万円以上の事業は、会長の決裁を受けた後、予算執行を行う。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 雜 則

(事務処理)

第19条 本会は、次の名簿及び帳簿を作成する。

- (1) 会員名簿
- (2) 現金出納簿
- (3) 記録簿
- (4) 会費徴収簿

(事 務 室)

第20条 本会の事務室は、大学事務局内に置く。

(補 則)

第21条 この会則の実施に関し、必要な細目は別に定める。

附 則

この会則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成8年4月7日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年6月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の会則第13条の規定は、平成28年度の入学生から適用し、平成27年度以前の入学生、平成28年度における2年次以上の編入生、平成29年度における3年次以上の編入生、並びに、平成30年度における4年次への編入生については、従前の規定によるものとし、再入学生についても同様とする。

附 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の会則第13条の規定は、令和4年度以降の入学生に適用するものとし、次の各号に該当する学生に関する正会員については適用せず、従前の規定によるものとする。

- (1) 令和3年度以前の入学生並びに編入生
- (2) 令和4年度の2年次以上への編入生
- (3) 令和5年度の3年次以上への編入生
- (4) 令和6年度の4年次への編入生

3 前項により従前の規定が適用される正会員については、学生が退学又は除籍により学籍を失った場合は、正会員本人又は当該学生からの申請により、次の各号に基づく会費を返還する。

- (1) 学部学生が入学後1年以内に学籍を失った場合は、47,250円
- (2) 学部学生が入学後1年を超えて2年以内に学籍を失った場合は、31,500円
- (3) 学部学生が入学後2年を超えて3年以内に学籍を失った場合は、15,750円
- (4) 2年次編入学生が入学後1年以内に学籍を失った場合は、31,500円
- (5) 2年次編入学生が入学後1年を超えて2年以内に学籍を失った場合は、15,750円
- (6) 3年次編入学生が入学後1年以内に学籍を失った場合は、15,750円
- (7) 大学院生が入学後1年以内に学籍を失った場合は、15,750円